

令和8年第2回

上ノ国町農業委員会総会議事録

開 会 2月25日

閉 会 2月25日

令和8年第2回 上ノ国町農業委員会総会

告示年月日	令和8年2月18日					
招集年月日	令和8年2月25日					
招集の場所	上ノ国町役場（連絡調整室）					
開閉会日時 及び宣言	(開会) 令和8年2月25日 午後1時30分					
	(閉会) 令和8年2月25日 午後1時40分			議長 鈴木敏秋		
委員応召 及び 出席者氏名 出席委員 7名 欠席委員 1名 ○ 出席 × 欠席 遅早 遅刻 早退	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	岩坂弘樹	○			
	2	森宏樹	○			
	3	丸山由美子	○			
	4	山口公仁	○			
	5	欠番				
	6	菊池和雄	×			
	7	森光行	○			
	8	山下敏雄	○			
	9	鈴木敏秋	○			
議事録署名委員	二番 森宏樹			三番 丸山由美子		
農地最適化 推進委員						
農業委員会 事務局職員 の氏名	局長 杉野匡					
	参事 片石明					

議事日程

日程	件名
第1	議事録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	報告第1号 会務報告について
第4	報告第2号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について
第5	議案第1号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について
第6	議案第2号 令和8年度農業用労務賃金及び農業機械使用料金協定額の決定について

議 事 の 顛 末

《 開 会 宣 言 》

議 長

ただいまから、令和8年第2回上ノ国町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は7名、欠席委員は1名で、定足数に達しておりますので、総会が
成立いたします。

(午後1時30分)

議 長

それでは、さっそく議事に入ります。

◎ 日程第1 議事録署名委員の指名について

議 長

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。
議事録署名委員は、議長から指名します。
議事録署名委員には、2番 森宏樹委員、3番 丸山委員の2名を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定について

議 長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
会期は、本日1日と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、会期を本日1日と決定いたします。

◎ 日程第3 報告第1号 会務報告について

議 長

日程第3、報告第1号 会務報告についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第1号を朗読する。)

議 長

会務報告については、ただいま朗読したとおりであります。
本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第4 報告第2号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について

議 長

日程第4、報告第2号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第2号を朗読する。)

議 長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明します。議案の5ページになります。

本件については、2月2日付けで栽培実績の報告がありましたので、内容について説明します。

1番は、許可を受けた土地等の所在及び面積等については、場所が字北村〇〇〇番〇面積については19.65㎡が発電設備の支柱の面積で、括弧書きが発電設備パネル下の農地面積1,660㎡となります。

2番は、発電設備の農地における営農者となります。

3番は、営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況で、作付作物が「そば」で作付面積4,200㎡、反収が18.5kgとなっております。地域の平均的な反収21.7kgに対して約85%となっており、一時転用の要件の概ね8割を満たしています。

次に6ページ中段、点線の下にこの状況報告についての所見を新函館農業協同組合厚沢部営農センター営農課長よりいただいております。

7ページから12ページについては、作物の生産状況や収穫状況を確認するための関係書類と写真が添付されています。

今後も、地域の平均反収の80%を下まわらないよう、指導してまいります。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり決議いたします。

◎ 日程第5 議案第1号 農用地利用集積計画案の作成について

議 長

日程第5、議案第1号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

（事務局職員が議案第1号を朗読する。）

議 長

本件の内容については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当する案件でありますので、議事進行上、まず番号1から番号6について事務局職員より説明いたします。

事務局

それでは説明します。

番号1、場所は字中須田〇〇〇番 外6筆、地目は現況が畑で公簿は田及び畑で、面積合計は20,738㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による賃貸借権の設定となっております。期間は10年間です。

双方の関係事項については記載のとおりです。

番号2、場所は字北村〇〇〇番〇、地目は現況が畑で公簿は田、面積は7,994㎡です。

貸付人は札幌市の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による使用貸借権の設定となっております。期間は10年間です。

双方の関係事項については記載のとおりです。

番号3、場所は字中須田〇〇〇番〇 外3筆、地目は現況が田及び畑で公簿は田、面積合計は10,540㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による賃貸借権の設定となっております。期間は10年間です。

双方の関係事項については記載のとおりです。

番号4、場所は字中須田〇〇〇番 外2筆、地目は現況が畑で公簿は田、面積合計は5,591㎡です。

貸付人は字桂岡の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による賃貸借権の設定となっております。期間は10年間です。

双方の関係事項については記載のとおりです。

番号5、場所は字中須田〇〇〇番〇 外1筆、地目は現況が畑で公簿は田、面積合計は3,648㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による使用貸借権の設定となっております。期間は10年間です。

双方の関係事項については記載のとおりです。

番号6、場所は字中須田〇〇〇番、地目は現況が畑で公簿は田、面積は3,724㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による使用貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号1から番号6については、原案どおり可決いたします。

議 長

続きまして、番号7から番号12の内容について、事務局職員より説明させます。

本件については、8番 山下委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで、山下委員の発言を禁じます。

それでは、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明します。

番号7、場所は字中須田〇〇〇〇番 外1筆、地目は現況公簿ともに田、面積合計は18,502㎡です。

貸付人は千葉県の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号8、場所は字北村〇〇〇番〇 外2筆、地目は現況が畑で公簿は田、面積合計は15,725㎡です。

貸付人は字北村の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号9、場所は字北村〇〇〇番〇 外2筆、地目は現況が畑で公簿は田、面積合計は11,355㎡です。

貸付人は字北村の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号10、場所は字桂岡〇〇〇番 外1筆、地目は現況が畑で公簿は田、面積合計は12,640㎡です。

貸付人は字桂岡の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号11、場所は字早瀬〇〇〇番 外1筆、地目は現況公簿ともに田、面積合計は2,980㎡です。

貸付人は字桂岡の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による使用貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号12、場所は字中須田〇〇〇番〇 外5筆、地目は現況公簿ともに田及び畑で、面積合計は17,659㎡です。

譲渡人は東京都の〇〇〇〇さん、譲受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号7から番号12については、原案どおり可決いたします。
それでは、山下委員の発言を許します。

◎ 日程第7 議案第2号 令和8年度農業用労務賃金及び農業機械使用料金協定額の決定について

議 長

日程第7、議案第2号 令和8年度農業用労務賃金及び農業機械使用料金協定額の決定についてを議題といたします。事務局職員より朗読させます。

事務局

（事務局職員が議案第2号を朗読する。）

議 長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明します。

農業用労務賃金につきましては、昨年9月開催の本総会において、令和7年10月2日からの北海道における最低賃金の増額に伴う変更を行っております。

また、農業機械使用料金につきましても、平成26年度の大幅な見直し以降、大きな動きがないことから前年度と同額の設定としています。

なお、適用は令和8年4月1日からです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり決議いたします。

《 閉 会 宣 言 》

議 長

以上、今総会に付議された議案は、全て議了いたしました。
これをもって、令和8年第2回上ノ国町農業委員会総会を閉会いたします。
本日は、どうもありがとうございました。

(午後1時40分)

以上、議事録次第を確認し、ここに署名いたします。

議 長 鈴木敏秋

署名委員 森 宏樹

署名委員 丸山由美子